第 12 章 ブラジル

内国民待遇

ブラジルの自動車等に対する内外差別 的な税制恩典措置

<措置の概要>

ブラジル政府は、2011年9月に国内産業を保護するとの観点から、国産自動車及び輸入車に対して、工業製品税(IPI)を現在の税率に加えて30%追加することを発表し、同年12月から有効となった。

ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ 産の一定の要件を充たす自動車については、追加 の工業製品税が免除されることとされており、免 除を受けるためには、その製造者が、以下の3つ の要件を満たして「認可企業」となることが必要 である。

- ①メルコスール域内の現地調達比率が65%以上であること
- ②ブラジル国内で組み立て、プレスなど11ある 自動車生産工程のうち6工程以上を実施してい ること
- ③総売上(企業全体の税引後粗収入)の0.5%以上を研究開発(R&D)に投資していること本制度は2012年12月までの暫定措置とされていたところ、2012年10月、ブラジル政府は、これに代わる新たな自動車政策(イノバール・アウト)を発表した。新しい制度は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、一定の条件の下でIPIを最大30%減税

可能とするものである。イノバール・アウトに参 加するためには、①2017年までに所定の燃費基 準の達成(2017年新車燃費を2012年比12%低減)・ 車両ラベルプログラムへの参加、②一定額の国内 研究開発・イノベーション・エンジニアリング等 への投資、③組み立て、プレスなど国内での一定 の自動車生産工程の実施(上記②の「11の自動 車生産工程のうち6工程以上 から「2013年ま でに12工程中8工程、2017年までには10工程| に変更)等の条件を満たすことにより、「認可企業 | となる必要がある。そして、認可企業には、国産 部品・工具の購入その他の国内での支出額に対応 して、IPI 減税に利用できる IPI クレジットが付 与されることとなった(ただし、参加条件や優遇 措置の詳細は企業の活動状況(①ブラジル国内の 製造企業、②輸入販売企業、③投資計画を有する 企業)により異なる)。また、認可企業によるメ ルコスール及びメキシコからの自動車輸入には、 自動的に 30% の IPI 減税が認められる。

更に、ブラジルは、自動車のみならず情報通信 その他の分野においても、基礎製造工程 (PPB) と呼ばれる生産工程 (一定の部品の製造及び最終 製品の組立て) を国内で実施することなどを要件 として、産品にかかる間接税を大幅に減免する措 置を導入しており、輸入品と国産品の間に実効税 率の相違が生じている。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、ブラジル及び一部の国の産品のみに 間接税の大幅減免を認めるものであり、また、ブ ラジルにおける自動車等の生産において、税の免 除という利益を受けるために輸入部品よりも国産部品を優先的に使用するインセンティブを創り出し、輸入部品を不利に扱っている。更に、イノバール・アウトの下ではメルコスール及びメキシコ産の自動車のみに自動減税が認められることから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を、国産車との関係のみならずメルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。したがって、GATT第1条(最恵国待遇義務)、第3条(内国民待遇義務)及び貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMs)第2条、補助金協定第31(b)に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

この新政策に対し、我が国は、2012年5月及び 11月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣 に対しWTO協定への抵触の可能性を指摘した。 2012年11月の第6回日伯貿易投資促進合同委員 会、これに産業協力をテーマに加えて設置された 日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会の 2013 年 10月の第1回委員会、2014年9月の第2回委員会 においては、経済産業審議官より懸念を表明する とともに情報提供などの協力を要請。また、2012 年11月以降、WTO物品理事会及びTRIMS委員 会において、米 EU 豪とともに繰り返し懸念を表 明している。しかしながら、本政策に改善の動き が見られず、加えて、通信ネットワーク機器、化 学(肥料)など幅広い分野に対してローカルコン テント要求に関連づけた優遇税制措置を拡大する 動きが見られたことから、2014年1月、EU はブ ラジルに対して WTO 協議要請を行い、同年 10 月、パネル設置を要請(自動車政策のみならず、 情報通信技術分野への優遇税制措置や輸出企業 への優遇税制措置についてもパネル審理の対象)、 同年12月にパネルが設置された。(我が国は第三 国参加)2015年7月、我が国もブラジルに対して WTO協議要請を行い、同年9月、パネル設置を 要請し、同月、パネルが設置された。(先行する

EU のパネル審理と我が国のパネル審理の手続は 統合された。)

我が国としては、EUと共同し、パネル手続の中で本件がWTO協定に従って適切に処理されるよう対応すると共に、引き続きブラジルの本措置への対応を注視しつつ必要な対応をしていく。

知的財産

特許・ノウハウ等のライセンス等への 規制

<措置の概要>

有償の技術ライセンス契約は、ブラジルの特許 庁にあたる国立工業所有権院(INPI)による契約 審査を経た上で、INPI に登録することが必要¹で ある。

特許・ノウハウ提供契約に基づくロイヤリティの契約期間は国立工業所有権(INPI)の裁量により通常5年までしか認められない。ライセンシーの同意が得られれば契約期間の延長が認められる可能性もあるが、延長されたとしても最大10年までしか認められない。

<国際ルール上の問題点>

ロイヤリティの海外送金を受けるために特許・ ノウハウ等のライセンス契約等を登録する必要の ある企業の多くは外国企業である。したがって、 主に外国企業に対してこのような登録制度を設け ていること、さらにロイヤリティ料率や秘密保持 期間について INPI から指示が行われることから、 事実上外国企業が内国企業よりも不利な制限を課 されている可能性がある。かかる制度を要求する 合理性の有無、現実の運用における不利益の内容・ 程度の精査が必要であるが、不合理又は運用上過 度な規制となっていれば、TRIPS 協定第3条1

^{1 2015}年12月1日、INPIは決議(156号)を公表し、技術支援契約(SAT)のうち、一部の種類の契約については、登録を不要とした。

項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

<最近の動き>

2009年2月の第1回日伯貿易投資促進合同委員会から2012年11月の第6回委員会まで継続して、ロイヤリティ料率や秘密保持期間につき改善を要請している。この間、10年以上の秘密保持期間条項があってもINPIに契約を登録できることが確認された。その後、これに産業協力をテーマに加えた日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会として開催することとし、2013年10月の第1回委員会では、海外技術移転契約の期限を撤廃すること及び操業技術等のノウハウに対するライセンスも対象とすること、また、移転価格税制について、各製品の税率算定基準の明確化等の要請を行い、各課題について専門的な議論の場を設けることが決定され、その後2014年9月の第2回委員会においても改善要請が行われている。

また、2016年2月に開催された日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会の中間会合においても、日本側より海外技術移転契約に対する現状の制度運用に対する改善要請がなされ、両国間で引き続き協議していくこととなった。

今後とも、このような二国間協議等を通じて改 善を働き掛けていくことが重要である。